

清沢満之の少年時代に関する一考察

——名古屋の居住地とその時代——

青木忠夫

はじめに

小稿では清沢満之の少年時代（一応、誕生から一六歳までとする）における居住地の移動とその時代について述べる。そして、明治初年の激動期における尾張藩下級士族の経済的激変がもたらした生活の困窮について述べて、満之が育った徳永家の生活状況にも言及する。満之は「就学履歴概略」⁽¹⁾に「明治十一年（十五歳、括弧内筆者）一月京都二止り、二月真宗ノ得度ヲ為シ、三月育英校ニ入学ス。校十三年ニ改マリテ上等教校トナル。」と記しているから、誕生から明治十一年までの間の満之の居住地は、名古屋であったといえよう。彼の少年時代―名古屋時代―については、満之自身がそれをあまり語っていない。満之の代表的な評伝である西村見暁『清沢満之先生』（一九五〇年、法蔵館）、吉田久一『清

沢満之』（一九六一年、吉川弘文館）によって概略を知ることができるが、引用された史料が限られているために不明の部分が少なくない。一般的にいわれるように、少年時代の生活体験は、全生涯の人格の基本的部分が形成されると考えられるから、その点から見ると残念である。傑出した宗教家である清沢満之の伝記を書くことは極めて難しいといわれている⁽²⁾。しかし、小稿が若干の新史料を使用することによって、従来の伝記とは違った角度から、満之の少年時代を明らかにして、それが満之の人格形成とどのように関わったかを考察する糸口となれば幸いである。以下次の史料を利用する。（ア）『旧名古屋士族別簿』（完結明治一〇年、合六冊）永世祿の家督を相続した下級士族名簿、（イ）『旧名古屋県終身祿別簿』（完結明治一〇年、合四冊）終身祿の家督を相続した下級士族名簿、（ウ）『明治十七年地籍図 新出来町・黒門町』。以上（ア・イ・

ウ)は愛知県庁文書(愛知県公文書館蔵)。(エ)「尾参士族名簿」(明治八年一月前後の、尾張・三河の士族の江戸時代における封禄相続の年月日、永世禄の石高を記載(徳川林政史研究所蔵)。(オ)徳永家の菩提寺崇覚寺(中区橋二丁目)に所蔵されている史料(以下「崇覚寺史料」と略)。

一 出生地と居住地の移転

徳永家は満之が誕生した文久三年(一八六三)以後明治十一年(一八七八)一六歳までの間に居住地は少なくとも次の三か所は移転した。(1)出生地は東黒門小路にあった黒門組屋敷である。(2)その後明治七年(一六七四、一一歳)のころには、名古屋第一大区第六小区新出来町古川筋一丁目に住んでいた。(3)明治十一年には、新出来町二丁目一九番に居住していた⁽³⁾。以上の三か所を隔てる距離を「明治十七年地籍図」から実測すれば一キロメートルにもみたくない。短い年月に、このような近距離の地域を転々と移住した事実から、幕末から明治初年にかけて徳永家の生活の激変した状況が推測できるのではなからうか。この点についての考察は後記する。

三か所を移住して後、明治十七年(満之二二歳)当時に、父永則は名古屋第一大区第七小区南鍛冶屋町百番邸に居住している⁽⁴⁾。

(1) 満之出生地。

文久三年六月二十六日、現 名古屋市東区黒門町八十一に出生したといわれる。現在、黒門町七一の杉本千鶴子氏宅の前の道路(旧称、東黒門小路)沿いに立札が立っている。

清沢満之出生地

文久三年(一八六三)尾張藩士徳永永則の長男としてこの地に生まれた。新出来の覚音寺で得度。二十六歳のとき、三河西方寺へ入って清沢姓を継ぎ、宗教哲学の研究に没頭した。晩年、東本願寺宗制の改革に尽力し、明治三十三年(一九〇〇)東京巢鴨に新設された真宗大学学監となった。多くの青年に信仰を説くとともに、本郷の浩浩堂を設け、「精神界」を発刊、新しい精神運動を始めた。門下から佐々木月樵、多田鼎らの偉材を輩出した。

名古屋市教育委員会

この立札が示す満之出生地を確定するために、それに先立って徳永家が居住した組屋敷があった場所を探ってみる。崇覚寺史料によれば、徳永家は文化一三年(一八一六)以前から嘉永五年(一八五二)以降までの間は「建中寺東 御黒門組屋敷」と称する組屋敷に居住したと判断できる。同史料には次のような例が居住地として記されているが、いずれ

も同一場所を指すと判断できる。

(1) 建中寺東 組屋敷一徳永家初代栄蔵が没した文化一三年六月五日以前からの居住地。

(2) 建中寺東 御黒門組屋敷一二代徳永忠右衛門が没した文政四年(一八二二)五月二六日の居住地。

(3) 建中寺東組一三代徳永忠左衛門妻(満之祖母)が没した嘉永五年九月二九日の居住地。

右例の建中寺組屋敷は、その地域に位置する組屋敷の総称である。組屋敷は被下といひ拝領といわれるが、官舎の性質をもったものであるから、現代法律上の私有不動産ではなかった。だから転役、退役の時は家屋敷を引き払わねばならなかった。徳永家が転役、退役して引き払うことがなかったと推定すれば、「建中寺東 御黒門組屋敷」に引き続いて住んだことになる。すると、満之が出生した文久三年にも同組屋敷に居住したと推断できる。

黒門組屋敷は二ノ丸御黒門の守衛に当たった御持筒粗の組屋敷である。文久二年分限帳によると、御持筒組同心は一二二名で構成されていて、四組に分かれた。東黒門小路・西黒門小路・南黒門小路・北黒門小路という地名はそれらの組屋敷が存在していたことを示している。次に満之の出生地が東黒門小路にあったことを、杉本家が明治八年に居住した地名を記載した「尾参士族名簿」を援用して確認しよう。

〔史料1〕

清沢満之の少年時代に関する一考察

第一大区六小区東黒門小路十一番居住

元名古屋藩士族

養父源八郎

永世禄七石六斗 士族杉本勘一郎

八年一月二十三歳二ヶ月

文久三年十月十七日源八郎死去跡家督相続

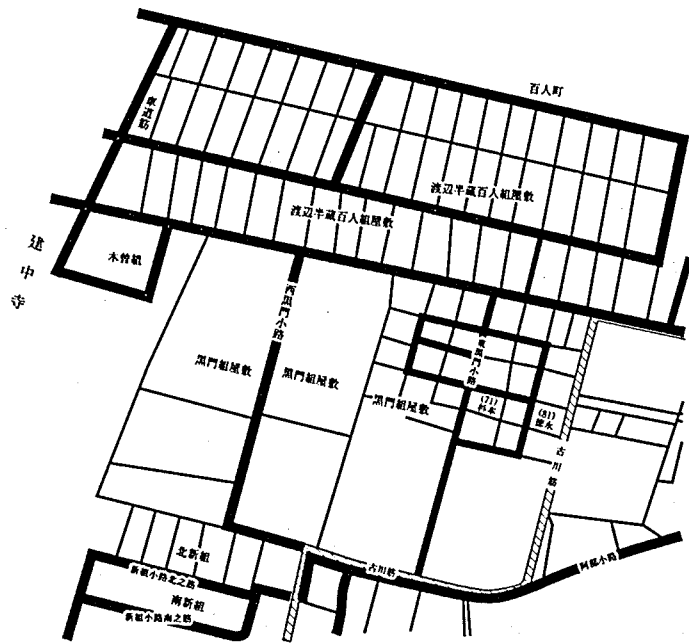


図1 文化年間一明治初年、東黒門小路(徳永家居住地)の位置 (原図「明治17年地籍図 黒門町」)

明治五年九月「愛知県区画章程」を制定して大区小区制を採用して、管内を六大区九〇小区に区分した⁽⁸⁾。明治八年(一八七五)には杉本家は「大一大区六小区東黒門小路十一番」に居住していたのである。以来今日まで同家は同地に存続しており、それは現居住地「黒門町71」にあたる。「黒門町」という町名とその区域の範囲が明治十一年(一八七八)の新郡区編制によって決定された時⁽⁹⁾、「東黒門小路」は黒門町に編入された。

満之の出生時の地名を示す立札の「黒門町八十一」は、「明治十七年地籍図 黒門町」に記載されている「八十一番 宅地」と一致するから出生地はその宅地に比定できる。徳永家は杉本家に隣接したといわれる(杉本千鶴子氏談)から、東黒門小路にあったのであり、その地は杉本家の東側の境である狭い通路に接していた。

東黒門小路は巾二、三メートルほどの小道で南北に通じており自動車の通行もむずかしい小道である。その閑静な路上に立つと、市街地の騒音と全く隔たった落ち着いた気分が感じられる。組屋敷時代の雰囲気をなんとなく想像させるようである。見落としてしまいうような二メートル弱の細い通路がその小路と東西に交差している。それは多分、各々の組屋敷の境目であったと思われる。西黒門小路は東黒門小路の西方を南北に走る、巾二、三メートルの小道である。東黒門小路・西黒門小路のそれぞれを挟んだ両側に、当時は黒門組屋敷が並んでいたのである。

建中寺の東方の地域一帯の大部分は、藩士下屋敷、手代や同心の屋敷

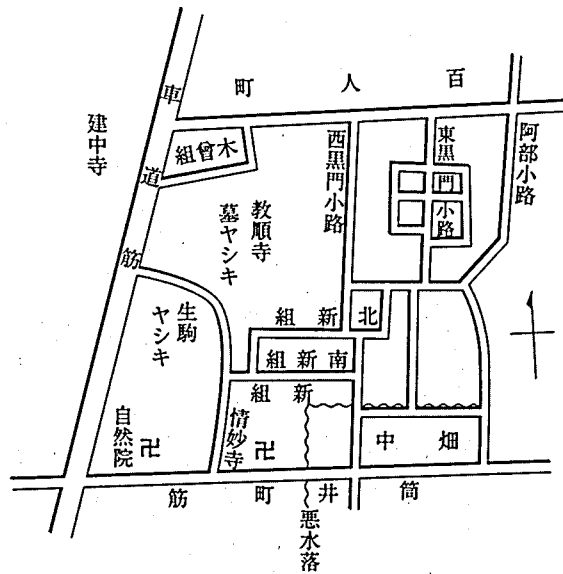


図2 黒門町図

で占められていた。すなわち、阿部小路、百人組・東黒門小路・西黒門小路・木曾組・新組(北新組・南新組)・持筒組(黒門組)・御先手組などの地名がその場所を示す。だから満之の出生地は尾張藩の同心(足軽)など下級士族が住む地域一帯の中にあつたことが判る。尾張藩では寛政五年(一七九三)の頃一般に足軽の称呼が同心に改められ、元の同心が与力と改められた⁽¹⁰⁾から、小稿では「同心」または「組員」、「同心屋敷」または「組屋敷」という語を使用する。

次に「図2 黒門町図」(『名古屋市史』地理編、名古屋市役所、大

正五年)を掲載して、建中寺東方の主な組屋敷の配置を示そう。

〔図2〕は明治十一年黒門町に統合編成される以前の地名である。

(1) 畑中は徳永家が東黒門小路から転居した所の地名(「史料2」参照)

(2) 新組南之筋(南新組屋敷)は満之の手習師匠渡辺圭一郎宅(私塾「不怠堂」)があつた地名(「史料3」参照)。

(3) 阿部小路は阿部石見守下屋敷の西側の道路。

(4) 木曾組は、木曾山林の運搬に従事した錦織奉行の同心屋敷である。

(イ)組屋敷の一戸あたりの地積

徳永家の屋敷の広さはどれだけあつたか。それを示す図面の所在が不明であるから、他の史料から推測するほかはない。足軽屋敷は『尾州御定書』には「表口五間半 裏式拾間」とあり、それに道代を加えると一四坪とある。また新見吉治氏の紹介¹⁾によれば、「尾張藩新屋敷割渡し規定の内、下士及び軽輩については、(中略)御足軽 百拾四坪内四坪は道代(袋小路の中央の道路)」とある。これと同じ地積の同心屋敷の例を挙げると、後藤彦左衛門(鉄炮頭)が寛文八年(一六六八)に拝領した足軽十人分屋敷の地積は一四〇坪で²⁾、一戸あたり一四坪である。したがって、徳永家宅地も一〇〇坪前後であつたと推測できよう。建物は当時一般的であつた萱屋であつたらう。前記の杉本千鶴子氏邸(東区黒門町71)が当時の黒門組屋敷の遺構をよく保存しているといわれるか

ら大いに参考になる³⁾。

(2) 明治七年(一八七四)一〇月には、徳永家は初代栄蔵以来居住した東黒門小路から移転していた。移つた先は、「第一大区六小区新出来町古川筋一丁目 二百八十二番 春日井郡大曾根村飛地畑中」である。また、「史料2」によつてその時の家族構成が明らかになる。

本史料は明治七年(一八七四)一〇月における徳永家の戸籍に関する記録である。名古屋県で明治五年に壬申戸籍と通称される戸籍が編製されて、旧来の華族・士族・平民などといった族籍別の戸籍に代わつて、居住地に従つて編成しようとした。「史料2」は壬申戸籍を基礎として作成された「士族別」の名簿である。

家族それぞれの出生年月日、満年齢等が記されている。

(ア)満之の家族について。

「史料2」の中の「永則」に関する貼り紙と欠字部分などを補うと次の通りである。

士族

先代忠左衛門 嘉永五年十月家督

永世禄七石六斗

旧称満三郎改栄蔵事

永則は天保五年(一八三四)五月五日生まれであるから四〇歳五か月、

【史料2】

「明治七年十月徳永永則士族別簿」

（「旧名古屋士族別簿」）
縦26・2×横20・0cm

写真削除

母「た起」は天保一四年三月二五日生まれであるから三二歳七か月になるから、一一歳四か月になる。満之助は父が三〇歳、母が二二歳の年齢の年に誕生した長男である。長女「まつ」は元治元年（一八六四）生まれで、満之助とは年子である。

「まつ」が誕生したので、満之助は祖母「まつ」の家で養育されたという¹⁵⁾。崇覚寺史料によると、「まつ」は満之助の祖父忠左衛門の後妻で、本妻の「もよ」は嘉永二年自死した。「まつ」は東黒門小路・西黒門小路のすぐ北方に位置する渡辺半蔵百人組屋敷に居住していて、そこで没した¹⁶⁾。「まつ」が慶応二年（一八六六）に死去した時は満之助が四歳でそれまで祖母に可愛がられていたという¹⁶⁾。

次女「志やう」が明治二年（一八六九）生まれで五年四か月、次男金之助が明治七年の生まれで五か月の赤子である。当時徳永家は子供四人の六人家族であった。なお永則は嘉永五年（一八五二）一〇月、一九歳で先代忠左衛門から黒門組同心の家督を相続してその封禄を与えられたことが判る。

（イ）居住地名等について。

○「第一大区六小区新出来町古川筋巷丁目」

戸籍法の施行によって明治七年には、名古屋と熱田とを合併して第一大区とし、それは九小区に分割された。その時新出来町は第一大区六小

区に編入されることになった。また「図2」に記載されている他の町名もすべて六小区に含まれた¹⁹⁾。「新出采町」は、二代藩主光友の死後の元禄十年(一六九七年)その別邸であった大曾根下屋敷のうち約一〇町歩が町人に払い下げられて、造成された町屋敷で、大曾根町屋敷と呼んだ。一種の町人請負新田(町人が請け負って開拓した新田である)¹⁸⁾。元禄七年(一六九五)に大曾根御下屋敷が別邸として建設された時に、その池水を引くために掘削した川筋があった。猫が洞池(現名古屋市千種区)に発し松元池を経て御下屋敷の池に至った。その川筋の各所が埋立てられたのでその道筋を古川筋と呼んだ。

○「春日井郡大曾根村飛地畑中」

徳永家の居宅地は大曾根村の飛地である「畑中」にあった。「畑中」は開墾されて名古屋新田の畑地となった土地である可能性が高い(「図2 黒門町図」参照)。その地は満之が通った塾である不怠堂(渡辺圭一郎宅)に極めて近い。畑中に接する浄妙寺との間には古川筋(図2では悪水落)があった。現況からはその痕跡をたずねることは不可能である。

「畑中」は現 東区豊前町の地域内にあったのであろう。

○「水崎伊助扣屋敷借宅居住」

明治七年には、徳永家は「水崎伊助」が所有する扣屋敷を借りて住んでいた。借宅であるから地子を水崎伊助に納入したはずである。すなわち、水崎伊助がその扣屋敷の私有権を認められていたが、徳永家にはそれが無いので借宅したのである。

黒門町の組屋敷は他の組屋敷と同様に尾張藩からの「拝借地」であった。その土地は明治五年九月の通達によって、坪数を点検しその地券金高は此隣の地券金高に見合う地価を定めてその地券を渡して私有権を認めた。この地券に記載された金高を「沽券金、又は沽券代価」という。そしてこれまでの拝借人に低価で払い下げた²⁰⁾。黒門町の組屋敷の地券金高(「沽券金」)は「旧名古屋士族別簿」を検索すれば、一坪〇・二円(二〇銭)が一般的であった。ただし払い下げる場合の価格は地券金額の約半分の低額であった。

「史料2」には、「借宅居住」と記され、そして宅地の私有権を保証する「沽券金」の記載を欠いている。文化年間以来黒門組屋敷を拝借していた徳永家は「組屋敷を払い下げられることなく引き払って、水崎伊助の借宅に移転したと推断できる。その経緯や事情については不明であるが、一応沽券価格の半分であるにも拘わらずその支払いに足る経済力が徳永家に不足していたとも考えられようか。宅地・屋敷の私有権の有無に関しては、次掲の渡辺圭一郎に関する「史料3」と対照すれば、はっきりする。

圭一郎は満之が幼少時に学んだ不怠堂の当主である²¹⁾。「第一大区六小区新組小路南之筋」に居住した宅地は一〇八坪、沽券代価は三二円(坪〇・二九円)である。圭一郎は新組と称する組屋敷を拝借していたが、それを払い下げられたので私有権を持つ地主になった。付言すれば、渡辺圭一郎・杉本勘一郎は「明治十七年地籍図 黒門町」に「地主代表」

として認印を押ししているから黒門町の最有力者であったろう。

(エ)「丙辰組」

明治七年四月には、小区には戸長二名、各町に副戸長一名、五戸を一組にして伍長を置いた⁽²⁾。徳永家は丙辰組の五戸の内の一戸であった。次に徳永家は前記の新出来町古川筋竜丁目から新出来町二丁目へ移転することになる。

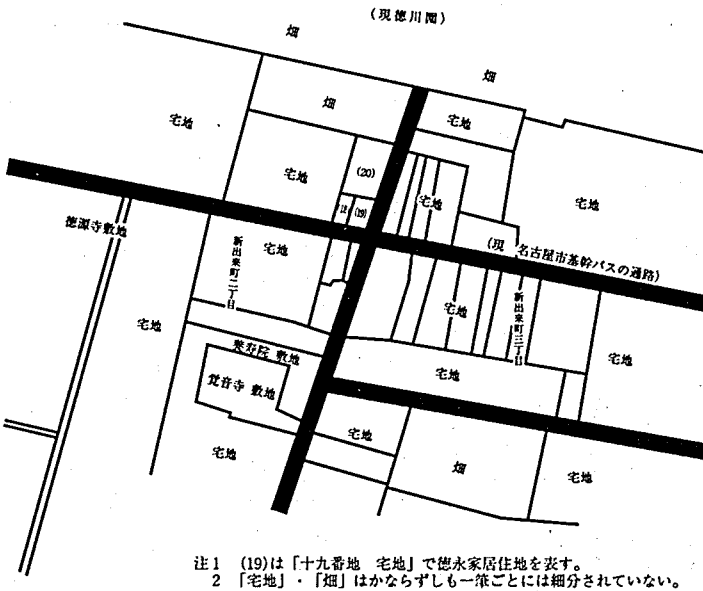
(3) 諏訪義讓氏は、昭和三五年(一九六〇年)に、当時は閲覧を許された崇覚寺蔵の過去帳に、

明治十一年五月十五日 稚心童子 第一区新出来町二丁目十九番地 士族 徳永永則次男 五年一ヶ月

とあることを根拠にして、同年にはその地に居住したと判断した⁽³⁾。この年は満之が一五歳一ヶ月であった。そして同氏は、覚音寺住職小川空華師の「先生の実家と予の寺とは半町を相隔てたるのみ」という言に依つてその説を確かめた。

すなわち「新出来町二丁目」は覚音寺と同じ町名であり同じ町目ありますから、一寸不審に思いながら二丁目の十九番地を探ってみましたところ、覚音寺の北方、家数にして五軒ほど離れているに過ぎません。現在はバス道路が新しく詰められた北側であります。これこそ空華師が半町を隔つるのみと称せらるるのが了解できます。」と。そこで筆者も「明治十七年地籍図 新出来町」(愛知県公文書館蔵)によって、覚音寺と徳永家の所在地との間の距離を実測したところ約五五メートルであるから

「半町を相隔たる」という空華師の指摘が正しいことが確認できた。諏訪氏が「徳永家が覚音寺に近接していたことは、(満之が)仏門に入る機縁を深めたもので、私は見逃してならない重要な事実として指摘してみたいのであります。」と強調した。この機縁は、満之が覚音寺の衆徒として得度(法名積賢了)、三月東本願寺育英教校に入学したことに表れている。



注1 (19)は「十九番地 宅地」で徳永家居住地を表す。
注2 「宅地」・「畑」はかならずしも一筆ごとには細分されていない。

図3 明治11年(1878)における徳永家居住地(19) 原図「明治17年地籍図 新出来町」

〔図3〕には覚音寺は「新出来町二丁目七十一番 覚音寺敷地」とあり、徳永家居住地に比定される所は「新出来町二丁目十九番地 宅地」とある。過去帳と地籍図の地名が一致したこと、そして空華師の指摘の正しさが証明されたので、諏訪氏の説の正しさが立証できた。地籍図とほぼ同年に作成された「新出来町 地籍帳」によれば、「十九番地 宅地」は「三拾七坪三合九勺」である。それは、その付近の宅地では最も狭小である。その北側には約四八〇坪の畑に接し、現 徳川園へと続いている。徳永家の位置は覚音寺の東側の道路を北進して名古屋市基幹パスの通路と交差する地点の北西の角で、現、喫茶レストラン ドルヒンが占める一画の一部に含まれる。

二 明治維新时期における尾張藩下級士族の経済生活

明治四年（一八七二）七月一日、廢藩置県が断行された。この日をもって名古屋藩知事徳川慶勝、同権知事松平義生は職を免ぜられ、名古屋藩でも版籍奉還以後藩政改革が実施された。藩の収入の一〇分の一が藩知事の家禄とされ、残りの一〇の九のうちから計七六一六人の家禄が支給されることになった。二〇石未満が全体の八五パーセントを越えており、この支給家禄の削減が順次すすめられた⁽²⁵⁾。

徳永家の石高は明治二年の改正禄によっておそらく二二俵となったが、明治六年の家禄奉還制度の制定によって「永世禄七石六斗」と決め

られた⁽²⁶⁾。明治六年の石代相場に換算して、半分は現金、半分は公債で支給されたと考えられる。七石六斗は旧名古屋士族の七二・五パーセントを占めたから、過半の士族の家禄の零細化が促進されて彼らの生活の窮乏が際立ってきた。七石六斗を支給された徳永家も同様であったと推測できる。

明治八年の秩禄処分によって金禄が実施された時、徳永家は七石六斗を一石あたり五円二二銭一厘二毛換えの三九円〇七銭で一四か年分の五五五円の公債証書を受け取ったと考えられる。年利七分であるから、利息はわずか三八円八五銭になる。この利息は九年からの地租の計算の基礎となった一石当たり米価四円八七銭で換算すれば、わずか米八石程度であるから、公債利子のみで生活を維持することは困難であった⁽²⁷⁾。

明治一〇年からインフレの進行はかれらの困窮を深刻なものにして、大多数の下級士族の没落が急速にすすんだ。明治一〇年名古屋物価は、米一石が三円四九銭であったのに比べて、一三年四月には空前の高値一〇円五八銭となり、一二月には一二円という未曾有の現象となった⁽²⁸⁾。

このような経済状況の変動下において、一〇石未満の下級士族は他の方法によって生活費を獲得せざるをえなかった。明治一〇年ころの黒門町・新出来町周辺の組員の中の二七名の職業を『旧名古屋県終縁身別簿』から任意にピックアップすると、農業が一名と比較的多い。それは明治三年に掃田が奨励されたことと関係があるろう⁽²⁹⁾。左官職・指物職・桶職・麻裏草履職・箸座職(箸を作る職人)・金網職・竹箸職(たけ

ばししよく、竹を削って箸を作る職人)・菜種刻職・縫職・元結職・飾職(金属で、かんざし、金具など細かい裝飾品を作る職人)など、そして商菓子渡世・雑業日雇渡世がある。農家の女は副業として糸繰りをしたが、低い手間賃への不満が高まっていた。一方、明治四年九月陸軍一等軍曹に任じられた者、明治七年警視庁士五等に任じられた者などがあつて、多方面の職業にわたつた。

徳永家については、父方の従弟大井清一氏の談に「(父永則は)尾張藩の士族だが足軽の頭であつたらしい。廃藩置県以来、清沢先生が大学を卒業されるまではたいへん苦しい生活をされて、新出来町から東別院の近くに移り竹箒籠でお茶を売つてあるかれたのを覚えてゐる」とある⁽²⁸⁾。「足軽の頭」であつたかどうかは確かめられないが、生活が困窮してゐたので、茶の行商をして生活費に当てたのであつた。

以上のような明治維新期の変動の渦中において、下級士族の生活の急変が著しく、経済生活が困窮したのは一般的であつた。このような社会的・経済的変動が少年時代の満之の目にどのように映つたか、それが満之の人格形成にどのように影響をしたかは、難しい課題であるが見過ごすことはできないであろう。

三 少年期の満之をめぐる人々

(ア) 渡辺圭一郎

〔史料3〕明治七年十月渡辺圭一郎士族別簿

第一大区六小区新組小路南之筋 (印) 三番地居住 子組	
士族 永世禄七石六斗 先代 圭八七	
当県士族 鈴木清光妹 妻 きぬ 弘化二年乙巳二月一日生 廿九年八月	捨吉事 (印) 渡辺圭一郎 天保十年乙亥4月十七日生 甲戌九月三十五年六月
長女 りう 明治元年戊辰五月廿九日生 六年五月	
次女 て以 明治四年辛未二月一日生 三年八月	
三女 みつ 明治六年癸酉九月廿七日生 一年一月	
(裏) 氏神春日社 寺当所筒井町日蓮宗僧妙寺 一 宅地 百八坪 沽券代価三十二円 一 建物 十坪 葦	
(二六・二X二〇B)	

満之が書いた『漫録』という日記の巻末に「就学履歴概略」がある（西村見暁『清沢満之先生』⁽²⁹⁾に、「明治三年（八才、満年齢六歳六か月、初午には寺小屋入りをした）二月初午の節より手習師渡辺圭蔵（圭一郎の誤り）氏に付専ら書を学び傍ら読書ヲ稽古ス」とある。渡辺圭一郎は号を清泰といひ、鈴木重遠という人の門下、又和歌をよくしたという。その塾は不怠堂といひ黒門町にあつた。日蓮宗の熱心怠ける信者であつたといふ⁽³⁰⁾。

満之が入塾した明治三年には、不怠堂は「新組小路南之筋」にあつた。新組は尾張藩同心屋敷で、南之筋と北の筋の小路の両側に並んでいた。明治一〇年に共に黒門町に編入されたのである。宅地面積は一〇八坪で、それは同心屋敷の平均的の広さであつた。建物は一〇坪で葺ぶきであつた。入塾した年は圭一郎は三五歳で、妻と三人の娘の五人家族であつた。菩提寺はすぐ近くの日蓮宗情妙寺（現、東区筒井町4-39）であつた。

(イ) 杉本勘一郎

東黒門小路時代の徳永家の西隣に杉本勘一郎家があつた。勘一郎は渡辺圭一郎と共に黒門町地主総代として、「明治十七年地籍図 黒門町」。「明治十八年 地籍帳」に認印を押した。同家には伝蓮如筆といわゆる（実如筆と推定）見事な六字名号が仏壇に奉懸されている。四〇×一七cmの小幅である。由緒書によれば、勘一郎はこの名号を明治五年に覚音寺の老僧が隠居していた川名村（現 昭和区）の道場において得たとあ

る。また大谷派一九世門主乗如判の正信偈などを所蔵する。勘一郎は真宗の篤信者であつたようで、杉本千鶴子氏談によれば満之の時代には覚音寺の檀家総代を勤めたというから、満之が衆徒として得度したことなどはその感化によつたであろうと推測できる。

まとめ

(ア) 従来満之の出生地として「黒門町八二」が挙げられているのみで、その後の名古屋における移住地については不分明であつた。小稿では、徳永家が明治初年に東黒門小路の組屋敷から新出来町・黒門町の他の二か所の居住地を転じたことを立証できた。そして、それら居住地間の距離は両町にまたがる一キロメートル以内の範囲であつたことが判る。このことから少年時代の満之の日常的な生活空間の範囲が推測できよう。

明治初年の同心（組員）の居住地の移転について、新見吉治氏は第一大区六小区辰巳町西組小路を例に挙げて、一四戸の中で「私の記憶では明治二十年東側には二戸、西側には四戸が残つてあとは空地になつていたのみ、変遷の様子を窺うことが出来る。」と述べ、それは組屋敷を売つて他へ移つた人々は官吏、会社員として移転したり、商業に従事するために移住したり、或いは便宜上他組屋敷を購つて移転したと、その多様な移転について言及した⁽³¹⁾。徳永家が短期間に、しかも狭い地域内の各地を移転したことも、その時代の社会的変化を背景にした組員の動向

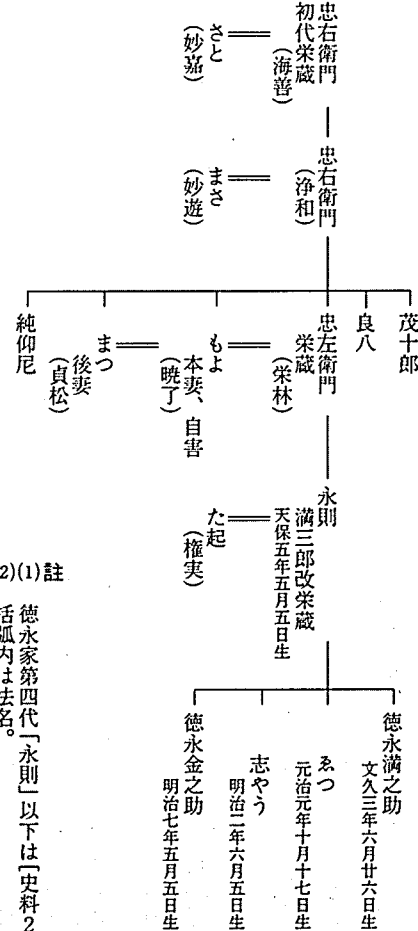
の中の一形態であろう。

(イ)浄土真宗の教えが少年時代の満之にどのよう影響したかが、課題として残された。暁鳥 敏「清沢先生小伝」に「母上にはおめにかからなかつたが、先生の令妹松宮鐘子様より承ると、熱心な真宗の信者で常に聞法につとめられ、はつきりわからぬ、わからぬと苦にしてをられたさうである。先生の信心は、この母上の遺された形見のやうにおもはれる。」^(註)と、母の感化の偉大さを述べた。今後はさらに、覚音寺小川空華師・杉本勘一郎氏など満之に接して影響力を及ぼした人々について研究したい。次に重要なことは、当時の真宗大谷派名古屋別院の教化活動の内容も明らかにして、尾張の真宗門徒のありようを具体的に叙述することである。その理由は、それが少年時代の満之に直接的、間接的に大きな感化を与えたに違いないからである。

付記 徳永家系図について

西村見暁氏は既に、満之が明治三三年に記録した「病床左録」の終りに記されている「徳永家五代間系図」を示している。(前掲「清沢満之

〔徳永家系図〕



(3)(2)(1)註 徳永家第四代「永則」以下は「史料2」による。括弧内は法名。女性の名前につけて尊敬・親愛の気持ちを表す接頭語「お」はつけてない。

先生」一六ページ)。表1はその系図を補うために崇覚寺史料・前掲「史料2」を活用して作成した。

崇覚寺住職水谷 魏師には所蔵史料について、加藤英俊氏には尾張藩下級士族について、蟹江和子氏には愛知県庁文書の調査について、杉本千鶴子氏には同家の諸法宝について懇切な御教示をいただいた。ここに謝意を表す。

注

- (1) 西村見暁「清沢満之先生」(法蔵館、一九五二年)二二、二三ページ。
- (2) 暁鳥 敏が「清沢満之先生小伝」(「清沢満之先生の文と人」前掲註1書、三九一ページ)に、「書き終わってみると、やはり先生の伝記は書けないのだという感がしきりである。門弟の誰彼が各々自分のだとう先生を書いた後、それらを総合して大先生の多面的の全伝ができあがればよいと、ただその後に来る完全な伝記の一材料としてこの小伝を提供させていたたく」とある。
- (3) 満之の父方の従弟大井清一氏の談(前掲1書、一九ページ)に「父永則氏はたいへん苦しい生活をされて、新出来町から東別院の近くに移り竹籠でお茶を売ってあるかれたのを覚えていゝ」とあるから、新出来町から東別院の付近に転居したことも推測できる。
- (4) 「隱居家督相統届」(「清沢満之全集 第一巻」法蔵館、五〇七ページ)に、
名古屋区南鍛冶丁百番邸同居
士族 徳永永則 天保五年甲午五月五日生
徳永満之 文久三年癸亥六月廿六日生(下略)
- (5) 新見吉治「下級士族の研究」(一九七九、叢南堂)三三四ページ。
- (6) 前掲5書五七ページ。また「旧名古屋終身録別簿」に、東・西・南・北の黒門小路組屋敷同心について記載されている。
- (7) 「尾参士族名簿」〇〇〇2-11。
- (8) 「新修 名古屋市史」第五巻(名古屋市、二〇〇〇年)九ページ。
- (9) 黒門町が明治十一年に編成される以前の旧町名は、西黒門小路、東黒門小路・阿部小路(阿部石見守下屋敷があった所)・木曾小路・新組小路・大曾根村飛地畑中である。
- (10) 前掲注5書九三ページ。
- (11) 前掲注5書、補遺七五ページ。
- (12) 青木忠夫・原 昭午「名古屋新田 寛文御用留」(「研究紀要 東邦学誌」23巻1号一九九四年、東邦学園短期大学)一五五ページ。
- (13) 「黒門町杉本 広家の住宅と家屋配置図」が、水野時二「古井村の変遷

清沢満之の少年時代に関する一考察

- 誌」(二〇〇四年、光専寺 加藤祐伸、二〇三ページ)に載っている。
- (14) 16)これについて暁鳥 敏の記録がある(前掲1書、二〇七ページ)。
- (15) 崇覚寺史料。
慶応二丙寅四月十四日 尼貞松 百人組 徳永栄蔵母
- (17) 前掲注8書、九・一一ページ。
- (18) 拙稿「大曾根町屋敷の免定」(「もりやま」20号、二〇〇一年、守山郷土史研究会)六二二ページ以下。
- (19) 前掲注8書、三二二ページ。
- (20) 前掲注1書、二三二ページに、「先生(満之)八歳の時明治三年二月初午の日から、手習師匠渡辺圭一郎(圭蔵は誤)について習字と読書を習われた」などと記してある。
- (21) 前掲注8書、一一二ページ。
- (22) 諏訪義議「名古屋の生める清沢満之」(「中外日報」一七三〇八号、昭和三年一〇月三〇日)。
- (23) (24) 前掲注8書、三六六ページ。
- (25) 前掲注8書、三八二ページ。
- (26) 「総合名古屋市年表 明治編」一九六一、名古屋社会事務局一六九ページ。
- (27) 埴田屈の一例を挙げる(小塚家文書、丹羽主税氏写)。
尾張国愛知郡名古屋第一区内四拾八番居住
士族
父 寺尾小弥太 未六拾八歳
母 千恵 未六拾五歳
(以下、兄弟二・姉妹三・叔父・叔母の名は略)
- 右者埴田願之上当国愛知郡石仏村之内戌新田江全戸移住仕候間、此段相届申上候、
明治四年辛未十二月廿七日 寺尾孫十郎
第一区戸長 御中
- (28) 前掲注1書、一九二ページ。
- (29) (30) 前掲注1、二二・二三二ページ。
- (31) 前掲注5書、三三七ページ。
- (32) 前掲注1書、一九二ページ。